

平成 29 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 付議案件について
 1. その他
-

平成 29 年 6 月 14 日 (水曜日)

議会運営委員会会議録

平成29年6月14日 水曜日

午後3時24分開議

午後3時34分閉議（実時間10分）

○本日の会議に付した案件

1 付議案件について

- (1) 委員会付託
- (2) その他

1 その他

- (1) 今期勇退議員のあいさつ
- (2) 今期最終議会における議長あいさつ

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長 東坂 宰 君

○記録担当書記

嶋田和博君
増田智郁君

（午後3時24分 開会）

○委員長（野崎伸也君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

会議に入ります前に、私委員長として、注意喚起とお願いをしておきたいと思います。

今月5日に開催した本委員会の会議の中で、既に検察の捜査中にある事案を取り上げる発言がなされ、その際に当事者である議員名を具体的に述べられておりましたが、このような事案は機微なものであり、さらには嫌疑をかけられている者の氏名公表は一般的に控えられており、著しく当該議員の名誉を傷つけるおそれもあることから、議会審議にはなじまないものと考えます。

については、今回発言のありましたお二方への注意喚起と、あわせて会議中の発言に当たり、各委員の十分な自覚と配慮をお願いしておきます。

◎付議案件について

○委員長（野崎伸也君） それでは、会議に入ります。まず、議題の1番目、付議案件についてを議題とし、(1)委員会付託の(イ)議案13件について説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） こんにちは。（「こんにとは」と呼ぶ者あり）お疲れさまです。

それでは、1.付議案件についての(1)委員会付託(イ)の議案13件について、説明いたします。以後、説明につきましては、着座にて行いますのでよろしく願いいたします。

お手元の委員会付託表（議案）をごらんいただきたいと思います。なお、以降の説明は、議案番号のみといたします。

まず、文教福祉委員会へは、42号関係分、43号、47号、49号、52号の予算議案2件、事件議案3件の合計5件です。

次に、経済企業委員会へは、42号関係分、

48号関係分、54号の予算議案1件、事件議案1件、条例議案1件の合計3件です。

次に、建設環境委員会へは、42号関係分、44号、53号の予算議案2件、条例議案1件の合計3件です。

最後に、総務委員会へは、42号関係分、45号、46号、48号関係分、50号、51号の予算議案1件、事件議案5件の合計6件です。

なお、次のページに議案第42号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第1号につきまして、それぞれ歳入の文言事項及び歳出の款項目別の付託表を添付いたしております。また、その次のページに議案第48号・平成28年度一般会計補正予算第11号につきまして、同様の付託表を添付しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明終わりましたけれども、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、お手元の付託表のとおり、その審査を各常任委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、(ロ)陳情1件について説明を求めます。

○議会議務局長（東坂 幸君） (ロ) 請願・陳情について説明いたします。

それでは、お手元の請願・陳情付託先審査用（議会運営委員会用資料）をごらんいただきたいと思っております。

6月定例会開会日翌日の6月6日の午後5時までに受理いたしましたのは、陳情1件でございます。

陳情第2号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方については、本市新町6-11、

八代民主商工会婦人部前田チズ子さんから提出されたもので、担当課は特にございません。

また、このほかに委員会への参考送付といたしまして、1件、核廃絶・平和行政に関する要請がございます。

説明は以上です。

○委員長（野崎伸也君） ただいま陳情について説明終わりましたけれども、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、委員会への付託はどのようにいたしましょうか。

（「委員長私案でお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 委員長私案ということでございますので、それでは、お手元の別紙に基づき、決定したいと思います。

陳情第2号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について、担当課は特にございませんが、そういった関係については総務委員会所管ということになるかと思っております。よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま御協議いただきましたとおり、本陳情1件については、総務委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、(2) その他の(イ)八代市議会委員会条例の一部改正について説明を求めます。

○議会議務局長（東坂 幸君） 八代市議会委員会条例の一部改正について説明いたします。

八代市議会委員会条例の第2条では、各常任委員会の委員定数はそれぞれ8人となっておりますが、本年9月には改選期を迎えることになり、議員定数も32人から28人へと定数が4人の削減となりますことから、常任委員会構成の定数の取り扱いにつきまして、御協議をお願いいたします。

また、議会運営委員会、資格審査及び懲罰の両

特別委員会の委員定数も、議員定数が34人だったところから11人のまま変更されておりませんので、あわせて御協議をお願いいたします。

なお、先ほど各派代表者会の意見をお聞きしましたところ、各常任委員会の委員定数は7人、議会運営委員会委員は10人、資格審査・懲罰の両特別委員会の委員数は10人と意見の一致を見ております。

最終的に、この議会運営委員会で御決定いただき、あわせまして、委員会条例の一部改正に関する発議につきましても御決定いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明終わりましたけれども、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それではお諮りいたします。

ただいま説明のとおり、八代市議会委員会条例の一部を改正する条例案については、本定例会最終日に本委員会のメンバーで議員発議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。それでは、本条例案についての趣旨弁明はどなたにいたしますか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 委員長という声がありましたので、それではそのように決しました。

◎その他

○委員長（野崎伸也君） 次に議題の2番目、その他の（1）今期勇退議員のあいさつ、（2）今期最終議会における議長あいさつについてを議題とし、一括して説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 幸君） それでは、その他の2につきまして、説明いたします。

まず、勇退議員の挨拶についてでございます

けれども、先例によりますと、任期最終の議会において、最終日の本会議終了後に勇退議員の代表者によります御挨拶が行われております。現状では、この6月定例会が今期最終の議会ということになると思われま

す。ちなみに、前回の取り扱いといたしましては、最終日の本会議の全ての議事が終了した後に、勇退議員による御挨拶が行われております。

具体的には、3名の勇退議員の方がいらっしゃいましたので、先例により代表者による挨拶を行うことと決定されております。

なお、代表者以外の2名の議員さん方も御一緒に登壇され、代表者の議員さんの挨拶の後、3名そろって降壇されております。

なお、各派代表者会の意見といたしましては、先例に基づいて実施されているのではないかとということでもございました。

現状では勇退議員の把握は不可能でございますので、この代表者につきましては議長にお取りまとめをお願いしたいと思います。

次に、今期最終議会における議長の挨拶について説明いたします。

これも、慣例によりまして、今期最終議会に当たり今期議会を締めくくるに当たりまして、全ての議事が終了した時点で、議長から御挨拶を申しあげられる時間をお取りいただきたいと考えております。

なお、各派代表者会からは、先例に倣って実施されるようにとの意見をいただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明が終わりましたけれども、質問あればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、この件について、取り扱いはいかがいたしましょうか。

（「説明どおり」と呼ぶ者あり）説明どおりというような御意見ございましたけれども、代表者会で決定したとおりのことによろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまの協議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(野崎伸也君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(野崎伸也君) それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

(午後3時34分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年6月14日

議会運営委員会

委員長